

倫 理 綱 領

(使 命)

一般社団法人日本リネンサプライ協会会員（以下「会員」という）は、高度化、多様化する国民のニーズに応えるべく、リネンサプライサービスの絶えざる研究・開発を推進し、その向上を図るとともに、その提供に際しては、良質かつ適切なサービスを需要に即応して安定的に提供できる体制を確保し、リネンサプライの発展に寄与するように努めるものとする。

(社会の信頼の確保)

会員は、リネンサプライサービスが高い公共性と公衆衛生に深い関わりを持つものであることを認識し、高い倫理的自覚のもとに、常に社会の信頼を得られるよう努めるものとする。

(安定したサービスの提供)

会員は、リネンサプライサービスの提供に際し、サービス需要の公共性と恒常性に鑑み、常に安定したサービスが提供できる体制を整備しなければならない。

(公正な競争)

会員は、リネンサプライサービスの提供に際しては、公正な競争を行い、サービスの質の向上等によって、公衆衛生の向上に寄与する方向を指向しなければならない。

(サービスの質の向上)

会員は、サービスの提供に当たり、常に消費者のニーズに対応したサービスの向上を図り、もって、リネンサプライの発展に寄与することを目指すものとする。

(教育・研修)

会員は、サービス従事者に対する教育・訓練の徹底を期し、常にその資質の向上に努めなければならない。

(公正かつ適正な情報の提供)

会員は、リネンサプライサービスの提供に際し、サービス利用者がその選択を誤ることのないよう、公正かつ適正な情報を提供しなければならない。また、サービスの利用方法について利用者に熟知させるとともに、使用の実態に関する正確な情報を把握していなければならない。

(法令等の遵守)

会員は、関係諸法令等を遵守しなければならない。

(苦情の処理)

会員は、リネンサプライサービスの提供に際し、サービス利用者の苦情に適切かつ迅速な処理を行い得るよう、苦情処理体制を確立しなければならない。また、その再発防止及び改善に最善の努力を払うものとする。

(禁止事項)

会員は、リネンサプライサービスの提供に際し、次の行為をしてはならない。

- イ 業務を通して知り得た事実を、正当な理由がなく漏洩する行為
- ロ 利用者の不利益となる行為
- ハ 他社、他団体、またはその提供するリネンサプライサービスを不当に中傷、誹謗する行為
- ニ 詐術、欺瞞的行為
- ホ その他、前各号に準ずる反倫理的、反社会的行為